

川島桶川資源循環組合事務局設置条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 4 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、川島桶川資源循環組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(事務分掌)

第 2 条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 議会に関すること。
- (2) 監査に関すること。
- (3) 規約、条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算の編成及び決算の調製に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (6) その他庶務に関すること。
- (7) ごみ広域処理に関すること。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。